

発議案第1号

高濃度放射性物質を含むごみ焼却灰に係る一時保管場所についての
千葉県知事発表に反対する決議

我孫子市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙の決議案を提出します。

平成24年6月20日

我孫子市議会議長 様

提出者 我孫子市議会議員 掛川正治

賛成者 我孫子市議会議員 坂巻宗男

同 椎名幸雄

同 関勝則

同 甲斐俊光

同 内田美恵子

高濃度放射性物質を含むごみ焼却灰に係る一時保管場所についての
千葉県知事発表に反対する決議

平成24年6月18日、千葉県知事は、高濃度放射性物質を含んだ焼却灰を手賀沼流域下水道終末処理場に一時保管することを我孫子市議会に何ら連絡することもなく、一方的に発表した。

この行為は、地方をあずかる基礎自治体として極めて遺憾であり、今回の発表は容認できるものではない。

これまで2回にわたり我孫子市議会として反対決議し、議長・副議長が責任ある立場の坂本副知事に面会を求め、受け入れ拒否の意思表示をした。

一時保管については、手賀沼終末処理場の地元である我孫子市、印西市並びに周辺住民が反対していることは明白である。

国の大飯原発再稼働にしても地元自治体の同意をもとに決定している。

地方分権の時代、国・県・市町村は対等・平等の関係であり、基礎自治体の意思を無視した今回の千葉県の暴挙は許されるものではない。

我孫子市議会の再三の抗議に対し、何ら新たな提案もなく、すべての計画が当初から盛り込まれ、予定通りに進んでいるかのようにみえる。

地元の理解も得られず、最終処分場の候補地も未定の中で、このような発表がなされたことについて、我孫子市議会として強く抗議し、反対する。

以上、決議する。

千葉県我孫子市議会